

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係庁
040010	地方公務員の高齢者部分休業への短時間勤務職員並立任用の導入	地方公務員法第26条の3、地方公務員の育児休業等に関する法律第13条	1週間当たりの通常の勤務時間の1/2の時間(通常週20時間)勤務する育児短時間勤務職員については、2人で同一の職を占めることを可能としている(地方公務員の育児休業等に関する法律第13条。)(なお、並立任用は育児短時間勤務職員にのみ認められている)	地方公務員の高齢者部分休業は、1週間を通じて20時間以内で取得可能であるが、教員については、この高齢者部分休業においても、育児休業法における育児短時間勤務職員の並立任用と同様の制度を創設し、同一の職に二人の任用(並立任用)を可能とする。	・学校においては、20代の若手教員、30代、40代の中堅教員、50代の熟練教員がバランスよく配置されることにより、世代間における知識経験の継承が可能であり、また、児童生徒にとっても多様な世代の教師に触れることが望ましい。 ・秋田県教育委員会の教員の年齢構成は別紙1のとおり、40代が多く、20代が極端に少なく、年齢構成がアンバランスになっている。 ・少子化の進展、学校の統廃合等により教員員数定数が減少しており、平成21年度からは年間程度、小中学校における採用者がとる見込みである。 ・このまま推移すれば学校現場の教員のほとんどが40代、50代となり、若手教員がほとんどいない状況になる。 ・若手教員の採用者数を増やすため、週20時間勤務の短時間勤務職員2名を同一の職に並立任用することにより1名の若手教員の採用枠が確保できる。 ・以上のように、育児休業法と同様に高齢者部分休業においても並立任用を可能とする制度創設を提案するものである。	C	I	・現行の高齢者部分休業は、加齢に伴う諸事情により週40時間勤務を継続することを希望しない高齢者のニーズを捉え、あくまで週40時間の勤務時間を割り振った上で、休業を行う時期については職務専念義務を免除することにより職員の従事しやすさを認めた制度である。すなわち、高齢者部分休業制度は、高齢者部分休業を希望している各職員が週40時間の職を1つ占めることを前提とした制度であるため、複数の高齢者部分休業取得職員が1つの職を占めることはできない。 また、本提案の目的は職員定数の確保にあると承知するが、地方公務員の定数については各地方公共団体の条例により定められているものであり、法律上の規制はないものとする。	高齢者部分休業制度の枠組みに捉われず、高齢者に対して育児短時間勤務職員と同様の並立任用制度を考えることは出来ないか。 公務員の年齢構成の不均衡を是正するために、このような制度を設けることも想定しうらると思われ、提案者は職員定数の確保に、現行法上で出来る最大限の取組を行った上で提案であり、これを踏まえ、再度検討し、回答された。	職員の高齢化による年齢構成の不均衡を是正は、各地方公共団体における職員の採用方針に係るものであり、また、職員定数の設定は条例の専断事項であることから、いずれも地方公共団体自身の判断で対応が可能である。 また、育児短時間勤務制度は、少子化対策が求められる中で育児と仕事の両立を可能とするため、将来的に職務量が増え定数が増える職員について一時的に短時間勤務となることを可能にしたもの。高齢者については、このような事情が想定されなかったため、育児短時間勤務と同様の短時間勤務制度を設けることは考えられないこと。	若手教員採用による学校活性化	1 0 9 4 0 1	秋田県	秋田県	総務省 文部科学省					
040020	地方公務員の高齢者部分休業の取得可能年齢の下限の引き下げ	地方公務員法第26条の3、地方公務員の育児休業等に関する法律第13条	定年退職日から5年を超えない範囲内において条例で定める期間満了日の後、職員が希望する日から定年退職日までの期間、勤務時間の一部について勤務しないことが可能(高齢者部分休業、地方公務員法第26条の3)	高齢者部分休業における短時間勤務職員による並立任用制度の導入を前提として、教員については、その対象者を拡大するため、高齢者部分休業の取得可能年齢の下限を現行の55歳から50歳に引き下げる。	・学校においては、20代の若手教員、30代、40代の中堅教員、50代の熟練教員がバランスよく配置されることにより、世代間における知識経験の継承が可能であり、また、児童生徒にとっても多様な世代の教師に触れることが望ましい。 ・秋田県教育委員会の教員の年齢構成は別紙1のとおり、40代が多く、20代が極端に少なく、年齢構成がアンバランスになっている。 ・少子化の進展、学校の統廃合等により教員員数定数が減少しており、平成21年度からは年間程度、小中学校における採用者がとる見込みである。 ・このまま推移すれば学校現場の教員のほとんどが40代、50代となり、若手教員がほとんどいない状況になる。 ・週20時間勤務の短時間勤務職員2名を同一の職に並立任用することにより1名の若手教員の採用枠が確保できる。 ・以上のように、育児休業法と同様に高齢者部分休業においても並立任用を可能とする制度創設を前提とし、並立任用対象者を拡大するために、高齢者部分休業の取得可能年齢を55歳から50歳に引き下げを提案するものである。	C	I	・現行の高齢者部分休業の制度の中で取得可能年齢の下限を55歳から50歳まで引き下げることを要する。 ・55歳以上の職員は多くの場合管理職であり、部分休業によりその職責を複数の職員が分担するのは困難であることから、退職後のフロンティアや加齢に伴う諸事情を考慮すれば、年齢の下限を引き下げるべきである。 ・下層年齢を引き下げることで、より広範な層からのニーズに対応できる。 ・公務員の新規採用者数は年々縮小傾向に教員について顕著にあり、ワークシェアリングの拡大により、結果的に新規採用者数の確保につながる。 ※教員に限らず広く一般職員を対象とする。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。 なお、提案者は職員定数の確保に、現行法上で出来る最大限の取組を行った上で提案であり、これを踏まえ、再度検討し、回答された。	教職員に実施したアンケートによると減給でも時短を望む者が23,159/979名と占めている。早期退職促進制度が20年3月31日で制度が終了するが、同制度により毎年約100名が事務職より定年退職しており、1割以上が再雇用されていることから、高齢者部分休業の取得希望者は相当程度見込める。本県は少子高齢化が急速に進んでおり、高齢者介護や地域活力の維持など重要な課題が山積して待ったなしの状況にあります。ワークシェアリングの拡大は、これら課題への対応のみならず新たな雇用の拡大に極めて有効であると考えております。	少子高齢化が進み、職員の年齢構成がアンバランスな地域については、高齢者部分休業の取得可能年齢を引き下げることでないか。併せて、右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	若手教員採用による学校活性化	1 0 9 4 0 2 0	秋田県	秋田県	総務省 文部科学省				
040030	みなし公務員規定の適用に関する一時的根拠規定の創設	地方自治法第14条第3項	第十四条 3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。	構造改革特区法における法特別措置として、みなし公務員規定特区を創設する。自治体は、みなし公務員規定の適用を希望する業務につき構造改革特区申請し、認定された場合、当該業務についてみなし公務員規定を適用するものとする。 《案》 1. 措置の概要 (1)構造改革特区法において以下のような特別措置を適用する。 (2)自治体の委員は、対象とする業務の範囲及びみなし公務員規定を適用すべき期間を明らかにしたうえで構造改革特区認定を行う。 (3)認定を受けることにより、当該業務はみなし公務員規定の対象業務となる。 (4)当該業務に従事する者は、これにより当然にみなし公務員規定が適用される。 2. 適用など (1)みなし公務員規定の適用期間には必要に応じて更新することができるものとする。 (2)公共サービス改革法の第2条第4項第1号に定めるみなし公務員規定と同様に、自治体が対象範囲や期間を一定程度柔軟に定めることを可能とする。	公共サービスの中には、特にその適切確実な実施を確保することが求められるものがあり、このような業務には必要に応じ各種監督措置やみなし公務員規定が置かれていることも少なくない。 特にみなし公務員規定は、贈収賄や職務濫用の防止という大きな意義が見出せる規定である。自治体の業務には、贈収賄や職務濫用等を防止すべき必要がある業務も少なくない。自治体のみならず、自治体のみならず公務員規定を柔軟に活用できれば非常に有益である。 ところが、みなし公務員規定は、罰則法において定められる場合のほか、公共サービス改革法においても定められているものの、自治体がこれを柔軟に活用できるかという点では極めて不十分である。 このため、自治体が必要に応じた公務員規定を柔軟に適用できるよう、みなし公務員規定特区を創設し、みなし公務員を特定の業務に適用した自治体はその業務の範囲を明らかにした上特区申請し、認定された後は当該業務に従事する民間事業者にみなし公務員規定が適用されるものとする。 これにより、特区がみなし公務員規定の適用範囲として機能することが期待され、適切確実なアウトソーシングの実施に大きく寄与すると期待される。 なお、刑法は特区になじまないという反論が想定されるが、既に特区においてみなし公務員規定が定められている事例がある以上、この反論には理由がない。	D	—	本件は、地方自治法上、地方公共団体がみなし公務員に関する罰則を設けられる範囲に限度があったため、それを緩和できよう求めているものと承知しているところであるが、地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合、条例において民間事業者に対して担保金を義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内罰則を設けることは可能と考えられる。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。		1 0 6 6 0 1	市場化プロセス推進協議会	東京都	総務省						
040040	戸籍事務を取り扱うことができる職員の範囲	地方公務員法第28条の4、第28条の5、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条、第5条	定年退職者等について、1年を超えない範囲内で任期を定め、常勤職員又は短時間勤務職員として採用することができる(地方公務員法第28条の4及び第28条の5)。 一定期間内に終了することが見込まれる業務等に従事するため、任期を定めて職員を採用することができる(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条)。また、一定期間内に終了することが見込まれる業務や部分休業取得職員の後補充職員として、任期を定めて短時間勤務職員を採用することができる(同法第5条)。	戸籍事務の取扱いは正職員のほか、再任用職員および任期付職員においても取り扱うことができるよう措置を求める。	戸籍事務を正職員以外の者が取り扱うことは、「戸籍届出の受理や謄本の交付等」は、戸籍事務管理者の指揮監督下にあり職員以外の者が行うことができないと考え、以上の回答(地域再生 第1次提議)にあるように、戸籍事務管理者の市長の指揮監督のもと、正職員が実施しなければならないと解釈しているところである。 今後、本市の駅前サービスセンターにおいて、戸籍の謄抄本等の交付請求に応ずるか否かの行政行為(公証)を正職員以外の職員に行わせることができるよう取組を進めているところであり、当該職員が交付請求に応ずるか否かの行政行為を実施できるような措置を求める。 ・地方公務員法第28条の4の常勤再任用職員 ・地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の職員、同法第5条の短時間勤務職員の職員	D	—	地方公務員法第28条の4に基き再任用職員及び同法第28条の5に基づく再任用短時間勤務職員並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条に基き任期付職員及び同法第5条に基き任期付短時間勤務職員については、任期の定めのない常勤職員と同様、地方公共団体の本格的業務に従事できる職員であると考えられているところである。			1 0 0 8 0 1	大東市	大阪府	総務省 法務省						
040050	会計管理者の職務権限に係る会計事務を補助する者の要件緩和	地方自治法第171条	第百七十一條 会計管理者の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。 2 出納員その他の会計職員は、普通地方公共団体の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。 3 出納員は、会計管理者の命を受けて現金の出納(小切手の振出しを含む。)若しくは債権又は利益の出納若しくは債権の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。 4 普通地方公共団体の長は、会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。 5 普通地方公共団体の長は、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。	現行法では、会計管理者の職務権限に係る会計事務を補助するために置かれる出納員その他の会計職員は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長が命ずると規定されているが、民間でも会計管理者の職務権限に係る会計事務を行わせることを可能とすべきである。	「三位一体の改革」以降、県財政は危機的状況に陥っており、今後も大幅な財源不足が見込まれ、持続可能な県政運営のために、県庁のスリム化が必要となっている。 現在、平成17年12月に策定した県政改革プランに沿って、10年以内に3,000人体制の削減を進めることを目指し、組織・職員数のスリム化に取り組んでいるところである。 こうした中で、県民ニーズは多様化・複雑化してきており、少ない職員数でも県民サービスを提供できること(実施)できる体制構築が必要である。そのためにもアウトソーシングは有効な業務の一つである。 会計分野の民間開放が認められれば、職員数のスリム化が図れるとともに、民間に新たな雇用の場を生み出すことができる。	C	I	会計事務のうち、法令上の権限自体ではない補助的な業務については、民間事業者を活用することも可能であることであるが、法令上の権限である業務に付随する業務についても補助的な業務と位置づけることができるものとするかどうか。 例えば、別紙2の「会計管理者の権限事項」にあたる部分、「付随する業務」(＝「補助的な業務」)にあたる部分は、それぞれ別紙の「アウトソーシング後の事務の流れ」欄に示すところであると考えられている。 ※補足資料として別紙あり	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	会計事務のうち、法令上の権限自体ではない補助的な業務については、民間事業者を活用することも可能である。なお、補助的な業務の範囲については、各地方公共団体において適切に判断された。	1 0 1 8 0 1	高知県	高知県	総務省						
040060	公共サービス民間開放推進特区	地方自治法第153条第1項	第百五十三條 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。	特区の認定を受けた地方公共団体においては、地方自治法第153条第1項の特例として、条例により定められた地方公務員法の適用を受ける補助職員以外の者を従事させることができるものとし、あわせて、その従事者に補助職員と同等の罰則規定を適用するものにより責任を明確にして、効果的な公共サービス改革を推進する。	公共サービスの民間開放推進は、国、地方を挙げての重要課題であるが、民間への包括的導入不可となる分野が多く、実効性のある開放が実現できない。市町村では、窓口サービス、徴収事務などの民間開放が壁に突き当たり、特行政執行が担う建築確認制度では、従来の包括委譲の枠組みが変更され、特行政執行の負担が増大して、円滑な建築確認事務が困難な状況にある。 このような民間開放の隘路は、公共サービス改革法等に定める「みなし公務員」であっても地方公務員法が適用される。責任能力が不足している見なされ、包括的事務移譲が認められないことにある。つまり、地方公共団体の任用を前提とする地方公務員制度と公共サービスの執行権限、責任とが一体不可分とされていることが、民間開放の進展を阻害する主要な要因となっている。 そこで、地方公共団体への権限と公共サービスの担い手とを切り分け、有効に公共サービスの民間開放を進めていく道筋をつけたい。具体的には、地方自治法第153条第1項の特例として、特区の認定を受けた地方公共団体において、条例により、その権限に属する事務の一部を「補助機関である職員以外」に委任または臨時に代理させられることとし、あわせて、贈収賄等の罰則及び信用失墜行為等の服務規律についても、原則として補助職員同様適用するものとする。その際、民間事業者については、損害賠償等の自己責任原則も明確化することによって、民間への包括的事務・権限移譲を可能とし、民間開放の意義、効果を高めたい。	D	—	地方自治法第153条は長の指揮監督権に属する補助機関の職員(長の権限を委任できることとする)であり、組織内部の権限関係を定めるものである。なお、当該普通地方公共団体の業務について規定する罰則法において許容される範囲内で、当該業務を担う業務を委任し又は委任することは可能と考えられる。また、地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例において民間事業者に対して秘密保持を義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内罰則を設けることも可能と考えられる。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	貴省回答は、本件提案が現行法令において可能とすることであるが、実際には、建築工事や徴収業務などのように、事務権限と地方公共団体への帰属が一体化されていることが、民間への包括的事務委譲の支障となっていることと否定できない。その背景に、地方自治法第153条において、長の権限に属する業務を委任し又は委任することは可能とされていることと、条例により、その権限に属する事務の一部を「補助機関のほか、長が指名した者に委任等であることとし、その場合、補助機関職員と同等の罰則等規定を適用できるようにすることで、公共分野を民間人が広く担う道が開けると考えられる。再度、ご検討をいただきたい。	貴省が推進される地方分権への努力には敬意を表するものですが、とまず自治体自治の面から、住民自治の振興への制度改革が不十分であると思われ。国家公務員制度を模倣した地方公務員制度はその代表例で、特に市町村においては、住民自治の観点から、行政団体組織への帰属と公務の執行者としての公務員制度を切り分け、広く住民が公務を担いやすくなる仕組みをつくるのが肝要と思われる。消防団員が条例により消防・防火活動に幅広く、強力な公的権限を付与されている例に倣い、自治体務については、包括的に、条例により公務の執行に従事できる者と従事できる事務の範囲を定められるよう、制度改革をお願い致します。	1 0 8 2 0 2	草加市	埼玉県	総務省					

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁					
040110	指定管理者制度における新規参入を妨げる障壁の除去を要望	地方自治法第244条の2	〔公の施設の設置、管理及び廃止〕 第二百四十条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める期間当該施設の利用をさせようとするときは、議決において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効率的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 4 前項の場合には、指定管理者の指定の形態、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他の必要な事項を定めるものとする。 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7 指定管理者は、毎年終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認めるときを除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し調査求め、実施について指示し、又は必要な指示をすることができる。 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わぬときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。	当制度が制定されて4年目に入ったが、募集における参加資格が狭く設定されており、特に新参参入を妨げている。例えば、市内に事業所を有する企業とか、当該地域に本社を有する企業とかが要件となっている。競争力ある民間企業の採用が円滑に行われるよう、主要省より自治体を指導して欲しい。官から民への象徴的制度であり、これらの改善について主管官庁からの自治体への指導を御願したい。	当制度が制定されて4年目に入ったが、募集における参加資格が狭く設定されており、特に新参参入を妨げている。例えば、市内に事業所を有する企業とか、当該地域に本社を有する企業とかが要件となっている。事例を特設事項欄に記載する。競争力ある民間企業の採用が円滑に行われるよう、主要省より自治体を指導して欲しい。官から民への象徴的制度であり、これらの改善について主管官庁からの自治体への指導を御願したい。	E	—	平成19年1月31日付総行第15号総務省自治行政局長通知において、指定管理者の選定手続きについては、透明性の高い手続きが求められることから、指定管理者の指定の申請に当たっては、複数の申請者に事前審査を提出させることとし、選定する際の基準、手続き等について適切に必要な情報開示を行うこと等々に努めるとされていることとあり、地域の実情や公の施設の状況等に依り、各地方公共団体において適切に判断すべきものである。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	「事実訴訟」とのご回答であるが、法律は実効性がないように、施行された地方自治法も実際に運用が確認されてははじめて選定するものと考えられる。中央官庁として本館に指定管理者選定手続きが厳正に、そして、民間の力が活用されるようになされているか、トレースすべきと考えられる。地方提案に「(仙北活性化施設)」、「選定がふれあい広場」の参入障壁の事例として付記したが、これらが「地域の実情を反映した選考」のハイレベルをまはしている。	E	—	前回回答にてお答えしたとおりであるが、地域の事情や公の施設の状況等に依り、各地方公共団体において適切に判断すべきものである。							1 0 5 7 2 0 2	社団法人日本ニュービ ジネス協 会連合会	東京都	総務省		
040120	地縁による団体による有償運行	地方自治法第260条の2	第二百六十条の二 町又は字の区域その他の市町村内の一定の区域に住居を有する者の組織として形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に附する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負ふ。 2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行ふ。 一 その区域の住民相互の親睦、青少年の健全な成長の促進並びに地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っているものと認められること。 二 その区域が、住居にまつて客観的に明らかなるものとして定められていること。 三 その区域に住居を有する者の数は、構成員となることができるのとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 四 規約を定めていること。 3 規約には、次に掲げる事項が定められてなければならない。 一 目的 二 名称 三 区域 四 事務所所在地 五 構成員の資格に関する事項 六 代表者に関する事項 七 会費に関する事項 八 資産に関する事項 4 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続して当該区域の現に認められることである。 5 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げていると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。 6 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものとはならない。 7 第一項の認可を受けた地縁による団体は、正当な理由がない限り、その区域に住居を有する個人の加入を拒んではならない。 8 第一項の認可を受けた地縁による団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。 9 第一項の認可を受けた地縁による団体は、特定の政変のために利用してはならない。 10 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときは、また同様とする。 11 第一項の認可を受けた地縁による団体は、前項の規定に基づいて告示した事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。 12 個人、市町村長に照し、総務省令で定めるところにより、第一項の規定に基づいて告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の交付を求めることができる。 13 第一項の認可を受けた地縁による団体は、第十四条の告示があるまでは、第一項の認可を受けた地縁による団体となつてはならない。 14 市町村長は、第一項の認可を受けた地縁による団体の第二項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなかつたときは、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。 15 民法第三十九条、第四十四條第一項、第五百一条、第五十二条第一項、第五十三条から第六十六条まで、第六十八(同条第一項第二号を除く。)、第六十九条、第七十条、第七十二条から第七十六条まで及び第七十八條から第八十三条までの規定並びに訴訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十三條から第四十條までの規定は、第一項の認可を受けた地縁による団体に準用する。この場合において、民法第三十八條第二項、第七十二条第二項及び第八十三條中「主務官庁」とあるのは「市町村長」と、同法第四十四條第一項、第五十三条から第七十七條まで、第五九條第一項、第六十六條第六十條、第六十三條、第七十条、第七十二條第二項及び第七十四條中「理事」とあるのは「代表者」と、同法第五十二條第一項中「一人又は数人の理事」とあるのは「一人の代表者」と、同法第五十六條中「監督委員」とあるのは「代表者」と、同法第五十九條第三号中「監事又は主務官庁」とあるのは「監事」と、同法第六十八條第一項第四号中「設立の許可」とあり、及び第七十二條第二項中「許可」とあるのは「認可」と、同法第七十三條第三号中「議決」とあるのは「市町村長と、訴訟事件手続法第三十五條第一項中「監理事」とあるのは「代表者」と読み替へるほか、必要な技術的調整は、政令で定める。 16 第一項の認可を受けた地縁による団体は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他の法人に関する法律の規定の適用については、同法第三十七條第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七條の規定を適用する場合には同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十号)第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同法第六十條第一項及び第二項中「公益法人」とあるのは「公益法人等(地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同法第六十條第二項中「公益法人」とあるのは「公益法人等(地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。)」とする。 17 第一項の認可を受けた地縁による団体は、消費税法(昭和六十二年法律第八号)その他の消費税に関する法律の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。 18 次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の認可を受けた地縁による団体の代表者又は清算人は、訴訟事件手続法により、五十万円以下の裁判に附する。 一 第十五項において準用する民法第七十条又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。 二 第十五項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。	「地縁による団体」は共同活動を行う上で旧来からの地域に根ざした単位であり、不動産保有に認められている「地縁による団体」の権利義務を拡大して、地域の生活に必要な有償運行を地縁による団体の「権利義務」に加えする。また、一定の規模を有する(概ね昭和の大合併前の町村単位程度)「地縁による団体」が当該区域内及び当該地縁区域内から最寄りの駅または路線バスなどバス路線への運送を基本とした市町村運営有償運行と同等の自家所有有償運行を可能とする。	「地縁による団体」は共同活動を行う上で旧来からの地域に根ざした単位であり、不動産保有に認められている「地縁による団体」の権利義務を拡大して、地域の生活に必要な有償運行を地縁による団体の「権利義務」に加えする。また、一定の規模を有する(概ね昭和の大合併前の町村単位程度)「地縁による団体」が当該区域内及び当該地縁区域内から最寄りの駅または路線バスなどバス路線への運送を基本とした市町村運営有償運行と同等の自家所有有償運行を可能とする。	C	I	認可地縁団体の制度は、不動産に関する争いを防止する必要性から権利能力を付与することを目的として設けられたものであることから、地方自治法第260条の2の規定により不動産または不動産に関する権利等を放棄しない地縁団体には法人格の取得を認めるものではないところ、なお、平成14年に中間法人法が施行されたため、構成員に共通する利益を認めることを目的とし、かつ、営利を目的としない団体についても法人格が可能となり、地縁団体の法人格の取得についても同法により認められているところ、ご指図の車運送法に關する部分の回答については、道路運送法を所管する国土交通省においてなされるものであること。	認可地縁団体の制度は、不動産に関する争いを防止する必要性から権利能力を付与することを目的として設けられたものであることから、地方自治法第260条の2の規定により不動産または不動産に関する権利等を放棄しない地縁団体には法人格の取得を認めるものではないところ、なお、平成14年に中間法人法が施行されたため、構成員に共通する利益を認めることを目的とし、かつ、営利を目的としない団体についても法人格が可能となり、地縁団体の法人格の取得についても同法により認められているところ、ご指図の車運送法に關する部分の回答については、道路運送法を所管する国土交通省においてなされるものであること。	道路運送法上、「地縁による団体」が、例えば車運を保有しない方式(リース等)により有償運行の運行主体となるべき必要な措置がなされた場合は、地方自治法上問題ないという理解でよろしいか。(国交省からはF回答が得られているところ。)	E	—	地方自治法において規定する「地縁による団体」はいわゆる自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体のうち、不動産または不動産に関する権利等を保有する地縁による団体に対し法人格の取得を認めらるものであり、それ以外の「地縁による団体」を広く規定しているものではないところ。よって、道路運送法上のいわゆる「地縁による団体」については、まずは当該法律を所管する国土交通省において検討されるべきものであり、具体的な位置づけがなされた上で地方自治法上問題がないかについて判断がなされるべきもの。									1 0 3 3 1 0	伊賀市	三重県	総務省 国土交通省
040130	バイオディーゼール燃料使用に係る地方税法の適用緩和と手続の簡素化	地方税法第700条の22の2 同法施行規則第18条の13 同法施行規則第18条の14 同法施行規則第18条の16	軽油製造者等及び自動車の保有者は、軽油を製造する場合においては製造等の時期、数量、製造する炭化水素油の用途などの事項を定め、製造等を行う場所の所在地の都道府県知事の承認を受けなければならない。等による製造等を行う場合には、製造等を行う前10日までに承認申請書に過去における炭化水素油の製造状況、軽油引取税に係る納入金の納入又は軽油引取税の納付の状況及び炭化水素油の製造又は販売の届出に供する施設又は設備の詳細を記載した書面を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。	本市では、環境保全を主眼として、公用車、公共交通機関(第3セクター-北条鉄道)のバイオ系燃料による運行を目指している。地方税法第700条の61に定める事業者がバイオ系燃料(バイオディーゼール燃料)を使用する場合の、同法の「軽油引取税の納付の緩和(同法第700条の4)の適用緩和を求めると、BDFと軽油を併用することにより、結果として軽油の製造(同法第700条の2の第2項、第700条の22の第1項第2号)とみなされることと一致し、同法の「製造等の承認を受ける義務等」の手続の簡素化について、措置(申請・報告の対象期間を「その年度」から6ヶ月あるいは1年間の「一定期間」とする、若しくは「計画書の提出の報告」による)を要する。現行の法令とその適用手続の基礎は、上記2点に於ける対比がなされたれば、地球環境保全を意図する事業者が化石燃料をバイオ系燃料にシフトしようとしても、実現しえない。	本市は、平成17年にバイオマスタウン構想を策定し、環境に配慮した街づくりの実現を目標としている。市民の環境に対する意識の向上と啓蒙のため、地球環境保全のために、加西循環型社会のモデル(加西飯モデール)策定(環境省「食用品・食生活・小中学校給食への利用(地産地消)一食生活用油の回収-017法の「軽油引取税の納付の緩和(同法第700条の4)」の適用緩和を求めると、BDFと軽油を併用することにより、結果として軽油の製造(同法第700条の2の第2項、第700条の22の第1項第2号)とみなされることと一致し、同法の「製造等の承認を受ける義務等」の手続の簡素化について、措置(申請・報告の対象期間を「その年度」から6ヶ月あるいは1年間の「一定期間」とする、若しくは「計画書の提出の報告」による)を要する。現行の法令とその適用手続の基礎は、上記2点に於ける対比がなされたれば、地球環境保全を意図する事業者が化石燃料をバイオ系燃料にシフトしようとしても、実現しえない。	C	III	貴省の不正軽油に対する問題意識は理解できるが、「都府県認定書目標達成計画」(平成17年4月28日閣議決定)に「地域のバイオ系資源・・・(中略)を効果率的に地産地消し、地域全体で省CO2化を目指す」とあるとあり、政府として地球規模の環境対策が求められており、何らかの対応が求められている状況である。総務省においてもバイオディーゼール燃料の普及に向け、軽油製造に係る手続の簡素化を検討することは、環境対策としては有用だと考えられるので、再度検討し、回答された。	貴省の不正軽油に対する問題意識は理解できるが、「都府県認定書目標達成計画」(平成17年4月28日閣議決定)に「地域のバイオ系資源・・・(中略)を効果率的に地産地消し、地域全体で省CO2化を目指す」とあるとあり、政府として地球規模の環境対策が求められており、何らかの対応が求められている状況である。総務省においてもバイオディーゼール燃料の普及に向け、軽油製造に係る手続の簡素化を検討することは、環境対策としては有用だと考えられるので、再度検討し、回答された。	C	III	納付手続きに係る納税者・課税庁双方のコスト削減の必要性については、当省も十分認識しているところであるが、一方、手続きの簡素化については、不正軽油による脱税の懸念という選択があることを理解された。現状では、要望の手続きの簡素化は認められない。なお、制度上承認の手続きが不要な場合もあるため、手続きの詳細については、情報の取集事務所に相談されたい。										1 0 4 9 1 0	加西市	兵庫県	総務省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁	
040200	公職選挙法第151条の5の改正	公職選挙法第151条の5 公職選挙法施行令第111条の4	衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、選挙運動の期間中日本放送協会及び総務大臣が定める一般放送事業者のラジオ放送又はテレビ放送の放送設備により、公益のため、その政見を無料で放送することができる。	地方自治体の長及び議会議員の選挙に関し、特定自治体内の放送機を持つケーブルテレビを活用した政見放送を可能とする。	地方の時代と言われ、今後の生き残りかけた地方自治体の未来は、地方自治体の首長選挙や議会議員選挙においても、政見公開による選ばれる選挙へと転換していくことが求められている。このためにも、広く多くの有権者に対し、自らの掲げる政見を伝える手段として、特定自治体内の放送機を有するケーブルテレビを活用するものである。	C	I	ケーブルテレビを活用した政見放送については、選挙運動のあり方にかかわる問題であるため、まずは各党各派で十分に議論される必要があると考える。									1 0 6 4 0 1 0	三次市	広島県	総務省	
040210	永住外国籍市民に地方参政権を付与	公職選挙法第9条	日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	永住外国籍市民に対して、草加市長選挙、草加市議会議員選挙の選挙権を付与する。対象は、草加市に引き続き1年以上住所を有する年齢満20歳以上の外国人登録をし、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者 (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者	草加市では、市民協働によるまちづくりを進めており、永住外国籍市民についても地域社会のメンバーとしての責務を果たしていただいている。住民としての登録を行い、納税している永住外国籍市民は、地域の一員であり、当然、市政にも参加していただくべきと考えており、永住外国籍市民に市政への参政権を付与することとした。草加市の市議会においても「定住外国人の地方参政権を付与する特別立法の制定に関する意見書」を全会一致で可決するなど、永住外国籍市民に地方参政権を付与することについては、十分な市民のコンセンサスが得られている。 本特区案については、過去5度において提案されていたが、その都度、「国会において議員立法により審議されているところ」で、「我が国の制度の根幹に関わる問題でもあり、国会の各党各派において十分に議論がなされる必要がある」との回答に終始しており、本提案を「特区」として取り上げることの意義等については、何ら見解を示されないうまま推移している。 本特区案は、国の制度として全国的な実施を求めているものではなく、地域を限定した「特区」であることを考慮いただき、国会審議の膠着状態を打開するモデルケースとして実施させていただければ、特区としての意義も有効に果たせるものと考えている。	C	I	永住外国人に対する地方選挙権の付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、国会の各党各派において十分に議論がなされる必要がある(なお、国会において議員立法による法案として審議されているところ)。	右記提案主体からの意見は、立法府に対する要請であるが、行政機関として、何らかの対応が可能であるか、回答された。	本提案は、当市において、市議会が全会一致により決議し、国に要望を行った経過を踏まえ、膠着状態にある国会審議の進展を図ることを意図している。重ねての意見となるが、国会においては、全国一律の実現を前提にその是非が審議され、膠着状態にあるものと思われ。だからこそ、特区として限定的に導入し、その成果を様々な見地から検証することを通じて、長年の懸念の打開を図ることの意義は極めて大きいと思われる。事務レベルで封殺されることなく、国会の場で条件が審議されることを強く望むものである。	永住外国人に対する地方選挙権の付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、国会の各党各派において十分に議論がなされる必要がある(なお、国会において議員立法による法案として審議されているところ)。							1 0 8 2 0 6 0	草加市	埼玉県	総務省
040210	公職選挙法第9条第2項の改正	公職選挙法第9条	日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権を付与する。	永住外国人に地方参政権を認めることは、地方分権型の行政システムへの転換に対応した、新たな役割を担うにふさわしい地方行政体制を推進するものと考ええる。また、地方のことは地域に住む住民が主体的に決定することが好ましく、地域主権を確立し、人々が支えあい協働のまちづくりを進めるためには、同じ地域で共に暮らす外国籍市民の参画は必要不可欠である。 自主・自立の観点からも地方選挙のあり方について地方の裁量で決定することが、本来あるべき姿であり、特区提案により本市がモデルケースとして一定の要件を満たす外国籍市民の参政権を付与することを求める。	C	I	永住外国人に対する地方選挙権の付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、国会の各党各派において十分に議論がなされる必要がある(なお、国会において議員立法による法案として審議されているところ)。									1 0 6 4 4 2 0	三次市	広島県	総務省	
040220	公職選挙法第9条の改正	公職選挙法第9条	日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	18歳以上の市民への地方選挙権を付与する。	18歳選挙権は世界の趨勢であり、日本の国際化を進めるためには選挙年齢を見直す必要がある。国においては、本年5月14日成立した日本国憲法を改正し、選挙に関する法律(国民投票法)には投票権の対象を満18歳以上とする。ことなど、国においても選挙権20歳以上とする公選法の見直しを検討する付帯決議されている状況にある。 また、本市では、地方主権を確立するため、自主・自立・自育のまちづくりを進めることとし、50年後、100年後の未来の三次市に地域を引き継ぐために、重要課題である子育てや教育分野に力を入れた政策を展開しており、選挙権年齢を満18歳まで引き下げることにより、地域の主要な担い手である若年世代に対して政治参加の門戸を開き、過疎・少子高齢問題を抱える本市において、市政に若年世代の意見を反映することで、特色あるまちづくりを更に活性化させることを目的とする。	C	I	日本国憲法の改正手続に関する法律附則第3条において、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上二十歳未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされていることにより、選挙権年齢の問題については、この規定に基づき、民法上の成人年齢や刑法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討すべき事柄である。										1 0 6 4 0 3 0	三次市	広島県	総務省
040230	選挙における投票方法の規制緩和	公職選挙法第46条及び第46条の2	選挙人は、投票所において、投票用紙に公職の候補者一人の氏名、一名称等を書き、これを投票箱に入れなければならない。 また、地方公共団体の選挙の投票については、条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において、投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載して、これを投票箱に入れる方法によりすることができる。	公職選挙法第46条、46条の2に定められている。投票の際の候補者氏名の自筆又は○の記号を自筆して投票箱に入れる方法について、規制緩和を講じたい。	当該規制を緩和することにより、マージンでの投票や、インターネットを介したWeb面からの投票が可能になる。そのように投票方法を多様化することで、選挙結果の集計時間の短縮が可能になり、開票にかかる時間コストを大幅に削減できると考えられる。特に、インターネットを介した投票を実現することで、下記の懸念を受けられると考える。 ・投票時は開票時の人的コスト削減。 ・投票の向上。	C	I	既に地方公共団体の選挙における投票については、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特別に関する法律により、条例で定めるところにより、投票所において電磁的記録式投票機を用いる方法によることができることとしている(なお、議会議長の選挙についても電磁的記録式投票機を用いて投票することができるよう、国会において議員立法による法案として審議されているところ)。 なお、インターネット投票については、投票情報のセキュリティの確保や、ネットワーク上で確認できる本人と実際に投票を行った者との同一性の確認(本人認証)、第三者による立ち会いがない中で、自由な意思による公正な投票環境の確保などの大きな課題がある。	マークシート投票については、規制緩和を行うに当たり問題なく、再度検討し、回答された。	投票の方法については、これまで国会において議論が行われており、法律で自書式又は記号式(地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の投票に限る。)による投票方法をとることとしているところ。 なお、既に地方公共団体の選挙における投票については、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の投票に限る。)による投票方法をとることとしているところ。 また、選挙の公正を確保する観点から困難である。	1 0 0 3 0 1 0	樹アイネス	東京都	総務省							
040240	選挙事務における投票関連業務に関する規制改革	公職選挙法第37条、第38条、第39条、第61条、第62条及び第63条他	投票に関する事務及び開票に関する事務については、選挙管理の直接担当機関としての選挙管理委員会がその任に当たることとされている。	投票関連業務に関して、官民競争入札等の規制緩和措置を設けて頂きたい。	国政選挙の投票は、現在自書式であるため、投票開票業務に多くの時間とコストがかかっている。これを規制改革と官民競争させることにより、コストの削減、住民サービスの向上、投票率のUPが期待できる。	C	I	投票に関する事務及び開票に関する事務は、都道府県及び市町村長から独立した立場にある合議制の執行機関たる行政委員会である選挙管理委員会がその任に当たることとされ、選挙の管理執行に際しての政治的中立性の確保が期されており、民間委託になじまないものと考えられる。	過去の選挙においても、開票事務等に派遣社員や臨時職員が活用されていると理解している。よって、現状において、派遣職員や臨時職員が事務作業を行える範囲を明確にするよう再度検討し、回答された。	市町村の選挙管理委員会(投票に関する事務については投票管理者、開票に関する事務については開票管理者)の指揮監督の下、投票事務に従事する者は、例えば、派遣職員や臨時職員であっても差し支えないが、投票に関する事務及び開票に関する事務については、市町村の選挙管理委員会及びその委任した投票管理者、開票管理者が処理することとされており、市町村の選挙管理委員会以外の機関や団体に一括して委ねることは、選挙の公正を確保する観点から困難である。	1 0 0 7 0 2 0	樹アイネス	東京都	総務省							
040250	選挙運動時の文書図面の頒布・掲示に関するホームページの活用について	公職選挙法第142条、第143条及び第144条	選挙運動のために使用する文書図面については、法令に規定されているほかは、頒布することはできない。	選挙運動におけるインターネットの活用は、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは国会の各党各派で十分に議論がなされる必要がある。	現在の選挙制度では、候補者を判断する際に街頭演説や演説集会所に行ったり、政見放送を聴く等の限られた手段や時間のみでしか情報を得られなかったが、忙しい有権者がどの候補者に投票するかを決める材料が得られない。これを国や地方自治体の指定されたサーバ箇所、ポスターやビラと同レベルの情報をホームページで掲示したり、候補者の政見放送をダウンロードできる等の規制緩和措置を行う事によって、有権者が候補者を決定する情報を得られやすくなる等の住民サービスの向上効果が期待できる。	C	I	選挙運動におけるインターネットの活用は、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは国会の各党各派で十分に議論がなされる必要がある。	本要望事項に対する回答は、公職選挙法上において規制緩和措置を設けることは問題ないという理解でよろしいでしょうか。								1 0 7 3 0 3 0	樹アイネス	東京都	総務省	
040260	地方公共団体の選挙管理委員会事務局業務に民間競争入札等の実施	地方自治法第180条の3、第181条及び第191条 公職選挙法第6条及び第19条	地方公共団体の選挙管理委員会においては、書記その他の職員の必置制がとられており、書記その他の職員は選挙事務の管理(選挙人名簿の調製及び選挙啓発を含む。)の選挙管理委員会に関する事務に従事する(なお、選挙人名簿の調製は、市町村の選挙管理委員会に関する事務である。) また、地方公共団体の長は、選挙管理委員会と協議して、その補助機関である職員を選挙管理委員会の事務に従事させることができる。	選挙管理委員会の事務局は、公正な選挙を行うため各自治体ごとに独立した機関として設置されているが、年々効率も低下傾向にあり、貴重な職員を常駐させることは効率が悪い。具体的には、①公職選挙法に定める各種選挙の執行管理 ②選挙人名簿の調製に関すること ③有権者に対する啓発 等を民間に委託することにより実現できると考えられる。 また、地方公共団体の選挙管理委員会は、事務量が急激に増加する選挙執行時及び選挙人名簿の調製等において、地方公共団体の長の補佐機関である職員の出張を求めることができ、書記その他の職員の必置制は常時選挙事務のための最小限の機構の整備を図るものである。	選挙管理委員会において、派遣職員や臨時職員が事務作業を行える範囲を明確にするよう再度検討し、回答された。 また、右記提案主体からの意見は、選挙執行時及び選挙人名簿の調製等における人員調整は、より柔軟に対応できる民間に委託することで効率性と費用効果が向上すると考えられる。更に、常時選挙事務にまつい、多用途なサーバをもった民間へ委託することで、住民の政治に対する関心が高まる可能性は高いと考える。	C	I	選挙管理委員会において、派遣職員や臨時職員が事務作業を行える範囲を明確にするよう再度検討し、回答された。	選挙事務の管理等は、正確かつ公正な手続が求められる。各選挙の手続に瑕疵があってもならないものがあるため、そもそも履行状況に不安要素が懸念される状況に陥るべきではありません。民間委託にまじまないものと考えられる。 選挙人名簿の調製については、選挙執行時及び選挙人名簿の調製等における人員調整は、より柔軟に対応できる民間に委託することで効率性と費用効果が向上すると考えられる。更に、常時選挙事務にまつい、多用途なサーバをもった民間へ委託することで、住民の政治に対する関心が高まる可能性は高いと考える。	1 0 7 3 0 4 0	樹アイネス	東京都	総務省								

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
040330	独立行政法人(国立大学法人)による余裕金の運用方法の拡大	独立行政法人通則法第47条、国立大学法人法第35条 国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合は取得について(平成17年3月29日付16文科高第1012号)	国立大学法人の余裕金の運用方法については、①国債、地方債、政府保証債その他主務大臣の指定する有価証券、②銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金、③信託業務を営む金融機関への金銭信託となっている(国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第47条)。 なお、現行制度において、国立大学法人が寄附及び特許等の譲渡又は実施権の設定等の対価により株式及びストックオプションを取得することは可能となっている(平成17年3月29日付16文科高第1012号)。 ※国立大学法人の出資に関する制度の現状については、管理コード080090「国立大学法人による出資の対象の拡大」の回答を参照。	国立大学法人が当該国立大学における研究活動等の成果であって、地域の再生や新しい地域産業の創出につながるものを活用する事業に出資する場合、当該国立大学と共同で研究、事業等を行う民間企業から寄附を受けた場合等については、業務上の余裕資金について、法第47条各号に定めるものの外、株式等によっても弾力的に運用できることとする。	地域に密着した大学の役割という観点から、地域の再生等につながる研究の成果を活用する事業であっても出資ができないこととするのは妥当ではない。また、充実した研究環境の整備のために安定的な確保が不可欠であり、これを自ら行った研究の成果により行うことは国立大学法人設置の目的からしても妥当であり、そうした活動を行う国立大学に対する民間企業からの寄附についても、研究環境を充実させる目的で行われたものであるから、その目的の範囲を逸脱しない限り、できる限り自由な形態での運用を認めるべきである。そこで、国立大学を地域再生等のエンジン、地域の新産業のインキュベーターとして位置づけ、学部、学科、研究室等と合わせ国立大学としての総合力を発揮して、地域再生に係る事業等を、民間事業者との共同出資による株式会社等の設置、民間事業者が行う事業への出資等を通じて効果的に推進し、地域における新産業集積の形成、地域企業の生産性及び地域成長力の向上による我が国の成長力の加速につなげるとともに、寄附の株式等による運用も含め、国立大学法人の安定的な財源の確保による研究環境の充実を図るものである。本件については、前にも提案を行い、文部科学省から「国立大学法人の余裕金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告の提言に盛り込まれた民間寄附金の投資信託への運用など、その対象範囲のほか、業務の安定的運営を担保するための条件等について検討中です。この回答があったところである。そこで、今回はそれらを踏まえ、対象範囲、業務の安定的運営を担保するための条件等についても、別添補足資料2のとおり具体的な提案を行う。	C	—	独立行政法人は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業」を担うべき法人であり、国からその業務の財源に充てるための所期の財源措置が講じられることのみならず、業務を安定的に運営することに対する要請は高く、投機的な金融取引による投資リスクを負ってまで収益を獲得することが要求されているわけではないと考えられています。このため、独立行政法人通則法第47条の規定によって余裕金の運用をいかなる安全資産に限定することされ、国立大学法人についても、国立大学法人法第35条において当該規定を準用することにより、同様の取扱いとしています。 ご提案主体からお示しいただいた対象範囲や業務の安定的運営を担保するための条件等については、国立大学法人の「本業業務及びそれに附随する業務に係るものとして整理できるかどうか」について、より具体的に検討する必要があります。元本保証のない金融商品での運用を容認するだけの担保の仕組みが必要ことから、今後とも十分な検討が必要であり、現段階では、置ちに余裕金の運用方法を拡大することは困難であると考えています。 国立大学法人の余裕金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告(平成19年6月1日)の提言に盛り込まれた民間寄附金の投資信託への運用など、その対象範囲のほか、業務の安定的運営を担保するための条件等については引き続き検討中です。ご提案の内容の取扱いについては、文部科学省として、必要に応じて、ご提案主体とも意見交換していきたいと考えています。 ※地域の再生等につながる研究の成果を活用する事業への出資については、管理コード080090「国立大学法人による出資の対象の拡大」の検討要請に対する回答を参照。	再検討要請	まず、当方の提案は業務の安定性を損なうようなリスクの高い投機的な金融取引を行うという趣旨を含むものではなく、国立大学法人が自らの研究成果を活用した事業の実施において、自らの出資によってこれを行うことを可能とすることを指すものである。したがって、そのために必要な条件、仕組みの整備については当方としても重要であると考えており、条件等についても併せて提案を行ったところである。貴省ご回答にある元本保証のない金融商品での運用を容認するだけの担保の仕組み、業務の安定的運営を担保するための条件等に関して、貴省における検討のポイントについて教示されたい。	C	—	当該案件については、独立行政法人通則法を準用している国立大学法人法所管の文部科学省において以下のとおり対応するものと承知している。 「元本保証のない金融商品での運用を容認するだけの担保の仕組みや、業務の安定的運営を担保するための条件等については、運用の弾力化に伴い、公的資金に係る資産が減少しないような仕組みを整備するとともに、運用の程度についても、国立大学法人の公共的性情にかんがみ、リスクが高い金融商品にまで拡大することは避ける必要があると考えています。 ご提案の内容の取扱いについては、文部科学省として、必要に応じて、ご提案主体とも意見交換していきたいと考えています。」			国立大学法人と連携した地域経済の活性化	1 0 8 5 0 3 0	(株)三井物産戦略研究所	東京都	総務省 文部科学省
040340	公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号の適用除外	公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号	本法においては、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、都市計画区域内における一定面積以上の土地(例えば、都市計画施設、道路、河川予定地の区域は200㎡以上、等)の有償譲渡について、事前届出を義務付けることにより、地方公共団体等に当該土地の買取り協議の機会を付与する公有地の売買制度が規定されている。	越谷流通業務団地のような、事業が完了した流通業務団地に限り、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号の適用を除外することにより、届出義務者が土地を有償譲渡する場合であっても、譲渡の制限(同法第6条)を受けることなく、円滑な契約行為ができるようにする。	越谷流通業務団地は、昭和45年の「東京都についての流通業務施設の整備に関する基本方針」で、「北部の流通業務地区」として位置付けられるとともに、同年12月に「越谷流通業務地区(地域地区)及び「越谷流通業務団地(都市施設)として都市計画決定された。その後、越谷流通業務団地造成事業は、昭和59年1月に供用を開始し、昭和62年度に処分が完了している。 当該団地は、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号に規定される都市計画施設である。本県では公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規程を定める条例により、都市計画施設内における100㎡以上の土地の有償譲渡から土地所有者に届出義務が生じるため、当該地内についても、これまでその取扱いもしてきたところである。 しかし、公共用地の先行取得を主たる目的としている同法の趣旨に鑑みると、既に事業が完了している当該団地の区域内にあつては、仮に届出がなされたとしても、一般的に公共用地を先行取得する可能性はないと思われる。 従って、本提案では、同法第4条第1項の届出義務について、当該団地のような、事業が完了した流通業務団地に限り、適用を除外することを求めることとする。 提案理由 当該団地では、公共用地を先行取得する可能性がなく、同法による届出制度によって必要以上に民間の土地取引を妨げ、譲渡制限すべきではなく、併せて、民間の土地取引に弾力性を持たせるとい意味でも有益なものになると考えられることなどから、上記の適用除外について提案するものである。	D	—	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号以下公拡法という。)は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するための必要な土地の売買制度を整備し、もって公有地の拡大の計画的な推進を図ることを目的としている。 本件提案のように、都市計画施設として都市計画に位置付けられている流通業務団地に関する事業(敷地造成・処分)が完了している場合、当該団地の区域内の土地は、都市計画によって定められたトラククターミナル、流通業務施設等が建設され、これら都市計画施設の用に供されているものである。 このため、当該団地内の土地は、都市計画が変更される等の特段の事情がない限り、都市計画施設の用に供されているものであり、当該土地が有償譲渡される場合であっても、公拡法4条第2項第3号に該当し、届出義務は適用されないと解される。 よって、本件提案内容は、現行法上対応が可能である。									1 0 1 6 0 1 0	越谷市	埼玉県	総務省 国土交通省